

国海安第5号  
令和3年5月12日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局長  
(公印省略)

令和2年12月28日付け国海安第107号「船舶検査心得の一部改正について」の一部訂正

令和2年12月28日付け国海安第107号「船舶検査心得の一部改正について」をもって、船舶検査心得の一部改正を通知したところですが、同通達の一部を下記のとおり訂正致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

また、関係各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- (1) 5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第8の3の項中(c)を別添1のとおり訂正する。
- (2) 船舶検査の方法 B編一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査に係る改正については、令和3年5月12日付け国海安第8号で同様の内容を改正したことから、当該部分を別添1のとおり削除する。

以上

(1) 5-2 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第8の3の項中(c)を以下のとおり訂正する。

訂正前)

(傍線は改正部分)

新	旧	備考																		
<p>(c) 別表第8の3の備考6中「電気設備」の記号の引火性ガスに対する引火の可能性は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 分類</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="6">引火し<u>難い</u> ← 引火の可能性 → 引火し<u>易い</u></td> </tr> <tr> <td><u>T6</u></td> <td><u>T5</u></td> <td><u>T4</u></td> <td><u>T3</u></td> <td><u>T2</u></td> <td><u>T1</u></td> </tr> </table> <p>(2) グループ</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">引火し<u>難い</u> ← 引火の可能性 → 引火し<u>易い</u></td> </tr> <tr> <td><u>II C</u></td> <td><u>II B</u></td> <td><u>II A</u></td> </tr> </table>	引火し <u>難い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>易い</u>						<u>T6</u>	<u>T5</u>	<u>T4</u>	<u>T3</u>	<u>T2</u>	<u>T1</u>	引火し <u>難い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>易い</u>			<u>II C</u>	<u>II B</u>	<u>II A</u>	(新設)	記号の意義を分かりやすくするために説明するもの
引火し <u>難い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>易い</u>																				
<u>T6</u>	<u>T5</u>	<u>T4</u>	<u>T3</u>	<u>T2</u>	<u>T1</u>															
引火し <u>難い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>易い</u>																				
<u>II C</u>	<u>II B</u>	<u>II A</u>																		

訂正後)

(傍線は改正部分)

新	旧	備考																		
<p>(c) 別表第8の3の備考6中「電気設備」の記号の引火性ガスに対する引火の可能性は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 分類</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="6">引火し<u>易い</u> ← 引火の可能性 → 引火し<u>難い</u></td> </tr> <tr> <td><u>T6</u></td> <td><u>T5</u></td> <td><u>T4</u></td> <td><u>T3</u></td> <td><u>T2</u></td> <td><u>T1</u></td> </tr> </table> <p>(2) グループ</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">引火し<u>易い</u> ← 引火の可能性 → 引火し<u>難い</u></td> </tr> <tr> <td><u>II C</u></td> <td><u>II B</u></td> <td><u>II A</u></td> </tr> </table>	引火し <u>易い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>難い</u>						<u>T6</u>	<u>T5</u>	<u>T4</u>	<u>T3</u>	<u>T2</u>	<u>T1</u>	引火し <u>易い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>難い</u>			<u>II C</u>	<u>II B</u>	<u>II A</u>	(新設)	記号の意義を分かりやすくするために説明するもの
引火し <u>易い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>難い</u>																				
<u>T6</u>	<u>T5</u>	<u>T4</u>	<u>T3</u>	<u>T2</u>	<u>T1</u>															
引火し <u>易い</u> ← 引火の可能性 → 引火し <u>難い</u>																				
<u>II C</u>	<u>II B</u>	<u>II A</u>																		

(2) 船舶検査の方法 B編一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査に係る改正については、令和3年5月12日付国海査第8号で同様の内容を改正したことから、以下の破線で囲んだ範囲を削除する。

## 船舶検査の方法

## B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査

## 第1章 第1回定期検査等

(傍線は改正部分)

新	旧	備考
目次 (略)	目次 (略)	
1. 1～1. 13 (略)	1. 1～1. 13 (略)	
1. 14 液化ガスばら積船	1. 14 液化ガスばら積船	
1. 14. 1～1. 14. 9 (略)	1. 14. 1～1. 14. 9 (略)	
1. 14. 10 管装置の試験	1. 14. 10 管装置の試験	
-1. 本規定は、貨物タンク内部及び外部の管装置に適用する。 <u>ただし、国際航海に従事しない船舶における貨物タンク内の管（ポンプ排出管及び当該タンク内に開口端を有しないものを除く。）及び管端開放の管にあっては、以下の強度試験及び漏洩試験に代えて外観試験を行って差し支えない。</u>	-1. 本規定は、貨物タンク内部及び外部の管装置に適用する。	
-2. ～-3. (略)	-2. ～-3. (略)	
1. 14. 11～1. 4. 14 (略)	1. 14. 11～1. 4. 14 (略)	